

令和 5年 5月16日

## 輸送の安全確保に関する指導文書の発出について

令和4年12月13日に山陰観光開発株式会社所属の小型遊覧船しげさ丸が、島根県隠岐郡隠岐の島町西郷湾内において遊覧中に機関停止により航行不能となる事故が発生しました。その際、同社の安全管理規程に規定された「事故発生時の速やかな運輸局への報告」がなされていないことから、島根運輸支局が同社に対し海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航可否判断としての気象情報の記録がなされていない等、同規程の一部が遵守されていないことが確認されました。

よって、同社経営トップによる安全マネジメント体制の適切な運営等を徹底させるべく、同社に対し下記のとおり輸送の安全確保に関する指導文書の発出を行いましたので、お知らせします。

なお、本公表は令和4年4月23日に北海道知床で発生した遊覧船事故を踏まえ「国による安全情報の提供の拡充」の取組として行うもので、中国運輸局管内では初めてのプレスリリースとなります。

### 記

1. 発出年月日 令和 5年 5月 16日 (火)

2. 事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

事業者の名称：山陰観光開発株式会社

事業者の住所：島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四 54-3

代表者の氏名：代表取締役 八幡 洋公

3. 指導内容

(1) 経営管理部門の責務に関すること

① 経営トップは、安全管理規程に基づき、輸送の安全確保のため、安全管理規程の遵守、重大な事故等に対する確実な対応等について、主体的に関与し、安全マネジメント体制を適切に運営すること。

- ②安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程に基づく自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、安全管理規程等について理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、運航管理者はその概要を記録簿に記録すること。
- ③安全統括管理者は、安全管理規程に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。

(2) 運航管理者の責務に関すること

運航管理者は安全管理規程に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。

(3) 運航の可否判断に関すること

運航管理者及び船長は、安全管理規程及び運航基準に基づき、運航の可否判断及び協議の結果等を記録すること。

(4) 旅客等の遵守事項の掲示に関すること

運航管理者及び船長は、安全管理規程及び作業基準に基づき、旅客等の遵守すべき事項について船内の旅客が見やすい場所に掲示すること。

(5) 事故発生の報告に関すること

運航管理者は、安全管理規程及び事故処理基準に基づき、事故発生時、速やかに運輸局等にその概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求めること。

【問い合わせ先】 中国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官  
寺西・北川 TEL:082-228-8708

中国運輸局島根運輸支局 運航労務監理官  
今岡 TEL:0852-38-8111